2025 年 9 月２６日

被保険者各位

富士通健康保険組合
〔印　略〕

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に関する収入基準の改正について（お知らせ）

当健康保険組合の運営にあたりましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、厚生労働省の通知に基づき、2025 年（令和 7 年）10 月 1 日より、健康保険における「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定」に関する年間収入要件が一部改正されますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．対象者

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者
※ただし、被保険者の配偶者および事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象外です。

２．年間収入要件

現行：年間収入 130 万円未満
改正後：年間収入 150 万円未満

３．認定要件について

・令和 7 年 10 月 1 日以降に受付した届出から適用
・年間収入要件以外は、従来どおりの基準を適用
・「学生であること」は認定要件に含まれず、年齢に基づき判定
・年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）の判定は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢

４．ご留意事項

・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出であっても、扶養認定日が同日以前に遡る場合には旧基準（年間収入 130 万円未満）が適用されます。新基準が遡って適用されることはありません。
・国による「年収の壁・支援強化パッケージ」については、引き続き対応可能です。

以　　上

適用給付グループ